

# 就学援助の基準・申請・支給等について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍としているのが6市町村(9.8%)、1.3~1.4倍としているのが11市町村(18.0%)  
 ※支給方法の現金現物で豊橋市は「給食の提供」  
 ※申請書の受付で稲沢市は「継続のみ」学校で受け付け  
 ※認定基準額または所得基準額は月額で回答している市町村もある。また、持ち家の場合と借家の場合が混在している。扶養家族の人数も混在している。  
 ※春日町・東栄町は全回答が、豊根村は支給方法以外が未回答

※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			支給方法		支給回数
	生活保護基準の	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	現金現物	銀行振込	
合計	—	—	—	—	17	9	32	6	58	—
1 名古屋市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑨⑩	2,195,000	2,991,000		○			○	3
2 豊橋市	1.3	①②⑦など	2,110,000	3,334,000	○			○	○	4
3 岡崎市	1.0	①②③⑤⑦⑧⑨⑩	1,946,640	2,666,640			○		○	3
4 一宮市		②③④⑤⑥⑦	基準なし	基準なし			○		○	3
5 瀬戸市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	1,800,000	2,800,000			○	○	○	6
6 半田市	1.4	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,120,000	3,220,000			○		○	3
7 春日井市	1.2		145,544	229,272		○			○	3
8 豊川市	1.23		1,600,000	2,500,000	○				○	6
9 津島市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑨⑩			○				○	3
10 碧南市	1.0		1,200,000	2,000,000		○		○	○	3
11 刈谷市		①②③⑤⑥⑦	2,300,000	3,060,000		○			○	3
12 豊田市	1.3	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,083,000	3,366,000		○			○	3
13 安城市		生活保護法の規定による要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者(以前の国の基準に基づく)	2,380,000	1,469,000			○		○	3
14 西尾市		認定基準は設けていない。民生理事會において審査後、教育委員会が認定				○		○		3
15 蒲郡市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑩	※家族の年齢によって基準額が異なるため、上記の条件だけでは所得基準額を算出できない				○		○	2
16 犬山市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○		○	3
17 常滑市	1.3	次の各項のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人。②③④⑤⑥⑦⑩				○			○	3
18 江南市		②③④⑤⑥⑦⑨⑩					○		○	6
19 小牧市		※生活保護基準+市単独基準の1.3倍					○		○	3
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○			○	○	4
21 新城市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○				○	4
22 東海市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,982,400	2,799,965		○			○	3
23 大府市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,543,000	2,338,000			○		○	4
24 知多市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,414,980	2,169,312			○		○	6

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			支給方法		支給回数	
	生活保護基準の	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	現金現物	銀行振込		
25	知立市		愛知県の児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	2,530,000	3,366,000			○		○	5
26	尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	なし	なし			○		○	3
27	高浜市	1.0	③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子・父子家庭は、生活保護基準の1.5倍	2,130,000	2,100,000			○		○	3
28	岩倉市	1.1	②③④⑤⑥⑧⑨⑩					○		○	12
29	豊明市	1.2		150,000 ～200,000円	210,000 ～270,000円	○				○	3
30	日進市	1.5	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	2,183,166	3,439,080			○		○	11
31	田原市	1.25		1,768,725	2,711,640			○		○	3
32	愛西市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,958,000	3,303,000	○				○	3
33	清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	※家賃など詳細が不明なため算出不可				○		○	3
34	北名古屋	1.2	派遣切り等急激な収入の減少(生活保護基準額の1.3倍未満)	※生活保護基準の1.2倍				○		○	3
35	弥富市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	131,898	200,395			○		○	3
36	東郷町	1.3		※所得・控除額により異なる		○				○	11
37	長久手町		面談により、収入状況等を確認し、教育委員会で説明し、審議			○				○	3
38	豊山町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○				○	3
39	春日町										
40	大口町	1.0				○				○	12
41	扶桑町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ※国の基準どおり					○		○	12
42	七宝町		国の基準	なし	なし	○				○	3
43	美和町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	なし	なし	○				○	3
44	甚目寺町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○			○	○	3
45	大治町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑩	なし	なし			○		○	3
46	蟹江町	1.1		2,172,720	3,007,778	○				○	4
47	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定している。	なし	なし			○		○	3
48	阿久比町		児童扶養手当の基準による	2,300,000	3,060,000			○		○	3
49	東浦町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,380,000	3,140,000			○		○	3
50	南知多町	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,946,282	2,608,580			○		○	4
51	美浜町	1.3		1,946,282	2,608,580			○		○	3
52	武豊町	1.3		1,633,970	2,608,580			○		○	3
53	一色町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,500,000	2,500,000			○		○	3
54	吉良町	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○				○	3
55	幡豆町	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,620,270	2,532,150			○		○	3
56	幸田町	1.5		1,280,000	2,360,000			○		○	3
57	三好町	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,123,000	3,223,000		○			○	3
58	設楽町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○		○	3
59	東栄町										
60	豊根村									○	1
61	小坂井町	1.3				○				○	3